

令和4年度分 市・県民税の申告

3/15(火)までに申告を

申告が必要と思われる人には2月4日に申告書を発送しました。市民税課(市役所ふるまち庁舎)、区役所、出張所、連絡所にも設置しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申告書の提出に協力をお願いします。



申告が必要な人

令和4年1月1日現在、新潟市に住所がある人は市・県民税の申告が必要です。収入がなかった人や非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけの人も、各種保険料の算定などのため申告をしてください。

ただし、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告をする必要はありません。

- ① 所得税の確定申告を提出する
- ② 給与収入のみで年末調整済み
- ③ 公的年金のみで控除の追加がない
- ④ 収入がなく、新潟市に住んでいる人に所得税法上扶養されている

申告に必要なもの

マイナンバーカード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)



▲マイナンバーカード(見本)

令和3年中の所得が確認できる書類

給与・公的年金などの源泉徴収票、事業・不動産所得の収支内訳書、ほか

各種控除を受けるために必要な書類

保険料控除証明書(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、生命保険、地震保険など)、医療費控除の明細書、おむつ使用証明書または主治医意見書内容確認書=下囲み=、障がい者手帳または障害者控除対象者認定書=同=、寄付金の領収書、ほか

申告者本人の金融機関・口座番号が確認できるもの(確定申告をする場合)

主治医意見書内容確認書と障害者控除対象者認定書の発行

■主治医意見書内容確認書

要介護認定の主治医意見書から寝たきり状態と尿失禁の発生の可能性があることが確認できる場合に発行

■障害者控除対象者認定書

要介護認定を受け、心身の状態や日常生活の状況が障がい者と同等と認められるなど一定の要件に該当する65歳以上の人に発行 ※申請から発行まで1週間程度要する

申請窓口 区役所健康福祉課(中央区は窓口サービス課)、出張所、地域保健福祉センター

持参するもの 介護保険被保険者証、申請者の本人確認書類 ※写しは不可

問 区役所健康福祉課(中央区は窓口サービス課)

郵送提出・問い合わせ先 〒951-8554(住所不要) 市民税課

北区・秋葉区に住んでいる人	☎ 025-226-2375
東区・江南区に住んでいる人	☎ 025-226-2365
中央区・南区に住んでいる人	☎ 025-226-2245
西区・西蒲区に住んでいる人	☎ 025-226-2370

パソコン・スマートフォンで申告書の作成や税額の試算ができます



▷市HPから

申告会場では、検温、手指の消毒、マスクの着用をお願いします。



市の申告日程・会場

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告当日は各会場内の入場を制限し、入場整理券を配布します。配布状況によって後日の来場をお願いする場合があります
- ・完成済みの申告書を提出するだけの人は、入場整理券は不要です
- 入場整理券配布時間 8時半～15時(秋葉区役所、巻ふれあい福祉センターは9時～16時) ※混雑時など、状況により配布開始時間が前後する場合があります

区	会場	2月							3月													
		16水	17木	18金	21月	22火	24木	25金	28月	1火	2水	3木	4金	7月	8火	9水	10木	11金	14月	15火		
北	豊栄地区公民館	●	●	●	△	△						●	●								●	●
	北地区コミュニティセンター														●	●						
東	東区プラザ				△	△	△	△														
	中地区公民館								△	△												
	石山地区公民館										△	△	△									
中央	白山ビル(白山浦1)	△	△	△										△	△	△	△	△				
江南	江南区役所							●	●	●	●	●	●	△	△	△	△					
秋葉	秋葉区役所	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
南	白根学習館				●	●	△							●	●	●	●	●	△			
	西区役所	●	●												△	△	●					
西	内野まちづくりセンター					●	●	●														
	黒崎市民会館								●	●	●											
西蒲	巻ふれあい福祉センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

※●は市・県民税の申告と簡易な確定申告を、△は市・県民税の申告のみを受け付け。味方出張所、月湯出張所では申告相談を実施しません

注意事項

次の確定申告は、市の申告会場では受け付けません。

- ・給与および年金の収入があり、源泉徴収票を持っていない
- ・事業、不動産の収支内訳書が未完成
- ・青色申告 ・配当所得がある申告
- ・分離課税の申告(土地、建物、株式の譲渡所得など)
- ・令和2年分以前の申告 ・修正申告、更正の請求
- ・繰越損失がある申告 ・雑損控除がある申告
- ・準確定申告(亡くなった人の申告)
- ・住宅ローンなどの控除がある申告(年末調整が済んでいないもの)



税務署が開設する確定申告会場

入場には入場整理券が必要です。入場整理券は「国税庁LINE公式アカウント」で事前発行できるほか、各会場でも当日配布します。感染リスク軽減のため、自宅などからスマートフォンで確定申告ができるe-Tax(電子申告)を利用してください。

■開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時

※土・日曜、祝日を除く。朱鷺メッセ会場は2月20日・27日(日)も開設

対象区	申告会場	問い合わせ (月～金曜 8:30～17:00)
北・東・中央 江南・南・西	朱鷺メッセマリンホール(中央区万代島)	新潟税務署 (☎025-229-2151)
秋葉	秋葉区役所	新津税務署 (☎0250-22-2151)
西蒲	巻ふれあい福祉センター(西蒲区巻甲)	巻税務署 (☎0256-72-2355)